(案)

遺伝子組換え食品 (種子植物) 技術的文書 (仮称)

令和〇年〇月〇日 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

目 次

1	目的	<u>54</u>
2	遺伝	会子組換え食品(種子植物)の全部又は一部を食品として用いる場合の食品健
J	隶影響	響評価について4
(1)食	品健康影響評価において比較対象として用いる既存品種等の性質に関する事
	項	【指針第2章第2関係】4
	ア	既存品種の分類学上の位置付け及び食経験【指針第2章第2の1及び2関係】
		4
	1	既存品種の食品としての利用方法に関する事項【指針第2章第2の3関係】
(2)遣	遺伝子組換え体と既存品種との相違に関する事項【指針第2章第3関係】5
	ア	安全性において検討が必要とされる相違点【指針第2章第3の4関係】5
	1	既存品種以外のものを比較対象とする場合の理由【指針第2章第3の5関係】
3	挿刀	、DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項5
(1) ^	ベクターの名称及び由来に関する事項【指針第2章第4の1関係】5
(2) ^	ベクターの性質に関する事項【指針第2章第4の2関係】5
	ア	ベクターの塩基数及びその塩基配列を示す事項5
	1	既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項6
	ウ	遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子に関する事項6
	エ	伝達性等に関する事項6
(3)指	挿入 DNA の供与体に関する事項【指針第2章第4の3関係】6
	ア	名称、由来及び分類に関する事項6
	1	安全性に関する事項(アレルギー誘発性、毒素産生性を含む)7
(4)擂	「「ADNA 又は遺伝子(遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。)及びそ
	の遺	遺伝子産物の性質に関する事項【指針第2章第4の4関係】7
	ア	挿入遺伝子の機能に関する事項7
	1	遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子のうち、抗生物質耐性マーカー遺伝子

に関する事項7
(5) その他導入遺伝子の機能並びに発現タンパク質の性質及び機能に関する事項
【指針第2章第4の5関係】7
(6) ベクターへの挿入 DNA の組込方法に関する事項【指針第2章第4の6関係】 8
(7)構築されたコンストラクトに関する事項【指針第2章第4の7関係】8
4 組換え体の作出及び遺伝子組換え栽培系統に関する事項9
(1)遺伝子導入に関する事項9
ア 遺伝子の既存品種への導入方法に関する事項【指針第2章第5の1(1)関
係】9
イ 遺伝子組換え栽培系統に関する事項(系統の考え方に基づいた記述、育成図)
【指針第2章第5の1(2)関係】9
ウ コピー数及び挿入近傍配列に関する事項【指針第2章第5の1(3)関係】
エ 遺伝子組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性に関する事項【指針第2
章第5の1(4)関係】10
オ ORF の有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項【指針第2章第5
の 1 (5)関係】11
(2)遺伝子産物の遺伝子組換え栽培系統における発現部位、発現時期及び発現量に
関する事項【指針第2章第5の2関係】13
5 遺伝子産物のタンパク質が一日摂取量に有意な量を占めるか否かに関する事項
【指針第2章第5の3関係】13
6 遺伝子産物(タンパク質)のアレルギー誘発性に関する事項【指針第2章第5の
4 関係】14
(1) 導入遺伝子の供与体(遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子供与体を含む。)の
アレルギー誘発性(グルテン過敏性腸炎誘発性を含む。以下同じ。)等に関する
事項14
(2)遺伝子産物(タンパク質)についてそのアレルギー誘発性に関する事項15
(3)遺伝子産物(タンパク質)の物理化学的処理に対する感受性に関する事項.15
ア 人工胃液による酸処理及び酵素 (ペプシン) 処理

		イ	人工腸液によるアルカリ処理及び酵素(パンクレアチン)処理	17
		ウ	人工胃腸液試験の連続処理	18
		エ	加熱処理試験	18
	,	才	その他	20
((4)遺	伝子産物(タンパク質)と既知のアレルゲン(グルテン過敏性腸炎誘発性	に
		関与	- -するタンパク質を含む。以下「アレルゲン等」という。) との構造相同性に	関
		する	- 事項	21
((5))遺	 伝子産物(タンパク質)の	23
7	;	遺伝	子組換え栽培系統の代謝経路への影響に関する事項(既存品種及び既存品	種
	に	近縁	な種に含まれる基質と反応する可能性に関する事項を含む。)【指針第2章	第
	5	の 5	関係】	25
8		既存	- 品種との差異に関する事項及び遺伝子組換え栽培系統に付与された形質。	の
	分	類に	:関する事項【指針第2章第5の6関係】	25
9		諸外	国における認可、食用等に関する事項【指針第2章第5の7関係】	25
1	0	安	全性の知見が得られていない場合に必要な事項【指針第2章第6関係】. 2	26
1	1	そ	·の他	26
別	添	1	既存品種情報(例)	28
別	添	2	大規模並列 DNA シーケンシングに係る解析データを評価する際の留意点.	38
別	添	3	遺伝子組換え植物の安全性評価における系統の考え方について	43
別	添	4	食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健	康
	影	響評	価に関する事項(「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評	価
	指	針」	の附則) の 2 (1) a)の解釈について	46
別	添	5	既存品種の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種	の
	安	全性	:評価について	48
女	*	ᄼ ᇷ	÷ .	51

1 目的

1

- 2 内閣府食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基
- 3 準」(平成16年1月食品安全委員会決定)に基づき、これまで評価を行ってきた事
- 4 例を踏まえ、個別評価の中で積み重ねた評価の考え方を整理するとともに、科学技
- 5 術の進歩に即した新たな解析技術や評価手法への対応を明示的に示すことを目的
- 6 として、改正後の「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針」
- 7 (令和5年〇月食品安全委員会決定、以下「指針」という。)を補完する文書とし
- 8 て、本文書を作成することとする。
- 9 なお、最新の科学的知見や国際的な評価基準の動向等をはじめ、新たな育種技術
- 10 の研究開発が急速に進められており、これらの技術を応用した食品の評価結果など
- 11 を踏まえ、適宜、見直しを行うこととする。

12

13

- 2 遺伝子組換え食品(種子植物)の全部又は一部を食品として用いる場合の食品健
- 14 康影響評価について
- 15 (1)食品健康影響評価において比較対象として用いる既存品種等の性質に関する事
- 16 項【指針第2章第2関係】
- 17 指針の第1章第4遺伝子組換え食品(種子植物)の食品健康影響評価に際して
- 18 の原則と基本的な考え方で示されているとおり、遺伝子組換え体と既存品種等と
- 19 の比較において、新たに意図的に付加・改変・欠失された形質、新たに生じ得る
- 20 有害成分の増大などのリスク及び主要栄養成分などの変化が及ぼすヒトへの健
- 21 康影響などの相違点を明らかにした上で、安全性評価を行うことが合理的である。
- 22 以下の事項について明確にした上で、比較対象となり得る既存品種等があると
- 23 判断されれば、それとの比較において食品健康影響評価を行う。指針第2章第2
- 24 関係の申請概要の記載例については、別添1を参照すること。
 - ア 既存品種の分類学上の位置付け及び食経験【指針第2章第2の1及び2関係】
- 26 既存品種について、食品として潜在的な懸念(自然毒、アレルゲンの有無等)
- 27 を有するか否かを判断するため、学名<u>並びに</u>と、遺伝子を導入する既存品種名
- 28 及び系統名が明らかであり、その食品又は構成成分が食品として利用されてき
- 29 た歴史(食文化)及び広範囲なヒトでの安全な食経験があることを確認する。

	事務局:公用文の記載方法に合わせました。
30	
31	イ 既存品種の食品としての利用方法に関する事項【指針第2章第2の3関係】
32	収穫時期と貯蔵方法、摂取(可食)部位、摂取量、調理及び加工方法が明ら
33	かであること。摂取量は <u>、厚生労働省の</u> 国民健康・栄養調査 <u>結果のほか</u> 、 厚生
34	労働省、農林水産省などの各種資料行政機関が公表している食品摂取量データ
35	<u>やその他の文献情報</u> を基礎とした算定であることを確認する。
36	
37	(2)遺伝子組換え体と既存品種との相違に関する事項【指針第2章第3関係】
38	ア 安全性において検討が必要とされる相違点【指針第2章第3の4関係】
39	安全性評価において、遺伝子導入により生じる意図的な変化について明らか
40	にするとともに、比較対象となる既存品種との相違点を確認する。
41	イ 既存品種以外のものを比較対象とする場合の理由【指針第2章第3の5関係】
42	比較対象として既存品種の選定が困難又は十分でない場合には、評価対象の
43	遺伝子組換え植物に由来する食品とそれに対応する従来から流通している食
44	品との比較により、安全性の評価を行うことも可能である。比較対象として特
45	定の食品を追加して用いる場合には、その根拠や考え方について明らかにされ
46	ていることを確認する。
47	
48	3 挿入 DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する事項
49	(1) ベクターの名称及び由来に関する事項【指針第2章第4の1関係】
50	遺伝子導入のために利用された導入用ベクター及び遺伝子発現カセットの名
51	称や由来、構造についてマップが示されていることを確認する。
52	
53	(2) ベクターの性質に関する事項【指針第2章第4の2関係】
54	ア ベクターの塩基数及びその塩基配列を示す事項
55	導入用プラスミド ベクターの塩基数、構成遺伝子要素、由来及び機能、塩基

佐々木先生:意味を読み取りやすいように加筆。

配列、制限酵素による切断地図、DNA シーケンシングによる配列情報などが明

らかであり、図として示されていることを確認する。

事務局:「塩基配列」と「DNA シーケンシングによる配列情報」は同じものを指し ていると思われたので「DNA シーケンシングによる配列情報」を削除し ました。

58

59

60

57

なお、制限酵素による切断地図を示す場合には、用いた制限酵素の名称のほ か、断片の数、サイズ及び電気泳動パターンが明らかにされていることを確認 する。

61 62

イ 既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項

導入用プラスミドベクターや導入遺伝子の供与体の情報から、ベクター導入 63 用コンストラクト配列に有害生理活性物質を産生する塩基配列が含まれてい 64 ないことを確認する。 65

66

ウ 遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子に関する事項

67 68

導入用コンストラクト中に遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子が導入さ れている場合には、その導入遺伝子について、例えば、抗生物質耐性遺伝子、 農薬耐性遺伝子又は蛍光色素タンパク質遺伝子のような性質が明らかであり、

70

69

機能の概略が示されているか確認する。

71

エ 伝達性等に関する事項

72 73

ら移動ができる性質を有していないことを確認する。伝達性を有するプラスミ

74

ドが用いられている場合には、その伝達域が明らかにされていることを確認す

また、プラスミドが、トランスポゾンといった自律的可動性を示す配列を有

遺伝子の導入に用いられるプラスミドは、原則として、複数の生物種間で自

75

る。

する。

76

77 する可能性がある場合には、その詳細について明らかにされていることを確認

78

79

80

81

82

(3) 挿入 DNA の供与体に関する事項【指針第2章第4の3関係】

ア 名称、由来及び分類に関する事項

挿入 DNA が複数ある場合には、申請資料において、各供与体に関して、名称、

89	
90	(4) 挿入 DNA 又は遺伝子(遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子を含む。)及びそ
91	の遺伝子産物の性質に関する事項【指針第2章第4の4関係】
92	ア 挿入遺伝子の機能に関する事項
93	挿入遺伝子の機能が適切な文献や資料により明らかにされていることを確
94	認する。また、 遺伝子産物に毒性タンパク質(殺虫性タンパク質など)がある
95	標的生物に対して毒性を示す場合には、毒性スペクトラム、作用機序、ヒトに
96	毒性を示さないと考えられる根拠及び既知 <u>の</u> アレルゲンとの類似性の有無が
97	明らかであることを確認すること。
	児玉先生:正しい内容に修正。
98	
99	イ 遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子のうち、抗生物質耐性マーカー遺伝子
100	に関する事項
101	遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子には、従来の抗生物質耐性マーカー遺
102	伝子等に加え、栄養要求性遺伝子 <u>、農薬耐性遺伝子</u> などに関する事項が整理し
103	て示されていることを確認すること。
	佐々木先生:従来の抗生物質耐性マーカー遺伝子等、栄養要求性遺伝子に加え、
	「農薬耐性遺伝子」を加えてはどうか。
104	
105	(5) その他導入遺伝子の機能並びに発現タンパク質の性質及び機能に関する事項
106	【指針第2章第4の5関係】
107	既存品種の細胞に導入してもゲノムに挿入されたい遺伝子から産生されるの

由来及び分類等の情報が表形式で示されていることを確認する。

イ 安全性に関する事項(アレルギー誘発性、毒素産生性を含む)

挿入 DNA ごとの供与体の安全性が明らかであることを確認する。供与体に関す

るアレルゲン性及び毒性について、これまでに遺伝子組換えに用いられた実績や

文献等の情報を整理した上で、安全性に関する懸念がない旨が明らかにされてい

83

84

85

86

87

88

108

ることを確認する。

タンパク質がある場合は、その由来、機能及び安全性等が明らかであることを確

109 認すること。

佐々木先生:正しい内容に修正。

110

111

112

113

114

115

116

117

(6) ベクターへの挿入 DNA の組込方法に関する事項【指針第2章第4の6関係】

既存品種へ導入するコンストラクトについて、具体的な作成方法や手順挿入 DNA のクローニングまたは合成方法</u>が明らかであることを確認すること。導入用 プラスミドコンストラクト及び発現カセットの各構成要素から構築について、多 段階で行われている場合には、各段階で作成方法や手順の詳細どのように最終的 なコンストラクトを作成したか、その方法</u>が明らかであり、図等を用いてわかり やすく整理されていることを確認すること。

児玉先生:正しい内容に修正。

118

119

120

なお、各段階の詳細な説明は、<u>コンストラクト名、カセット名、</u>プラスミド名 などで明確に区別されていることを確認すること。

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

(7) 構築されたコンストラクトに関する事項【指針第2章第4の7関係】

<u>ベクター</u>原則として、導入用コンストラクトの構成要素ごとに略号、<u>ベクターコンストラクト</u>上の位置、サイズ、配列、由来及び機能について、主に表形式で整理されて<u>おり、完成したコンストラクトの全体構成が把握できる記載となって</u>いることを確認すること。<u>コンストラクトの構成要素ごとの配列及び機能が記載されていれば、その由来等の確認は省略できる場合もある。</u>略号については、原則として学術的及び一般的に広く用いられているものがある場合には、それが記載されていることを確認すること。なお、サザンブロッティングを行った場合には、制限酵素の名称、断片の数及びサイズなどが明らかにされていることを確認すること。

児玉先生:最終的なコンストラクトで、各要素の配列及び機能などを確認できれば、由来は省略しても良いのではないか。

事務局:ご意見を踏まえ、修正案を作成しました。

1	2	9
Τ	J	4

137

138

139

140

- 4 組換え体の作出及び遺伝子組換え栽培系統に関する事項
- 134 (1)遺伝子導入に関する事項
- 7 遺伝子の既存品種への導入方法に関する事項【指針第2章第5の1(1)関 136 係】

遺伝子を既存品種に導入する際に用いた方法が明らかであることを確認すること。例として、アグロバクテリウム法、ショットガンパーティクルガン法などが挙げられる。複数の導入方法が用いられる場合は、その詳細が示されていることを確認する。

小野道之先生:パーティクルガン法の方が用語として正しい。ショットガン は、ショットガンクローニングなどで使われる。

児玉先生:パーティクルガン法が正しい。

141

145

 142
 また、導入用プラスミドコンストラクト
 を用いて宿主を形質転換する際の宿

 143
 主の部位(子葉など)、培養<u>態様形態</u>(カルス、不定芽など)、形質転換個体の

 144
 選択方法、個体の継代方法、世代数などについて明らかであることを確認する

こと。

児玉先生:「培養態様」という用語はあるのか。

事務局:「培養の状態」に修正しました。「培養形態」等、他に適切な用語があればご意見ください。

|藤原先生:「培養の状態」でも問題ないが、「培養形態」がより望ましい。

146

147

148

149

150

151

152

153

イ 遺伝子組換え栽培系統に関する事項(系統の考え方に基づいた記述、育成図) 【指針第2章第5の1(2)関係】

既存品種の分類学上の位置づけ及び遺伝的先祖並びに育種開発の経緯に関する事項が明らかであることを前提として、育種過程を示す樹形図(育成図)により、食品健康影響評価の対象となる世代や系統の範囲が明確に示されていることを確認すること。その際、形質転換<mark>固体</mark>個体の選択方法、個体の継代方法及び系統の考え方について合理的な説明がされていることを確認する。

ウ コピー数及び挿入近傍配列に関する事項【指針第2章第5の1(3)関係】

組換え体に係る安全性の評価においては、挿入配列及びその近傍配列について、原則としてすべての塩基配列が明らかにされており、導入遺伝子の構造、コピー数、大きさ及びオープンリーディングフレーム (以下「ORF」という。) (ORF) 解析により目的外のタンパク質を組換え体内で発現する ORF が含まれないこと等を明らかにしていることを確認すること。

その際の解析技術の例として、最新の手法等を用いた DNA シーケンシングによる、全ゲノム<u>塩基配列解析</u>、導入遺伝子及び近傍領域の塩基配列解析、PCR (ポリメレースポリメラーゼ連鎖反応)法を<u>応用した様々なプロトコールで利用した</u>導入遺伝子領域の解析、サザンブロット法やその原理を取り入れた解析 (Southern-by-Sequencing (SbS) 解析等) などがある。

佐々木先生:「…その原理を取り入れた解析」について、現時点で既に食品健康影響評価に利用されている Southern-by-Sequencing (SbS) 解析等の具体的な例示を加えても良いのではないか。

藤原先生:「…導入遺伝子の構造」について、遺伝子だけでなくプロモーター やターミネータ等も含まれることから、「挿入配列内の遺伝子及びそ の他周辺配列の構造」としてはどうか。

実施した各解析について、そのプロトコール、データ処理方法と結論が明らかであることを確認すること。DNAシーケンシングによる解析については、使用した機器名、プロトコール、生データを評価解析データに変換する際に用いたアルゴリズムの概略やバージョン、解析対象ゲノム領域が明らかであることに加えて、解析結果の信頼性に関する説明が妥当であることを確認すること(詳細は別添2参照)。

エ 遺伝子組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性に関する事項【指針第2 章第5の1(4)関係】

遺伝子組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性を判断するに足りる複数の後世代(通常は5世代、少なくとも3世代)において、栽培試験の結果、DNAシーケンシング、サザンブロッティング、ウェスタンブロッティング等に

180 | | |181 より、導入された遺伝子の構造、発現部位及び発現量が変化しないことをもって、安定性を確認することができることを確認すること。

また、育種過程のどの系統の何世代目の組換え体について、これらの試験が 実施されたかが明らかであり、安定性を判断するのに足りるとした根拠や考察 等が適切になされているか確認すること。

藤原先生:「育種過程の…ついて、これらの…」における「、」を削除すべきでないか。もしくは、「これらの試験が育種過程のどの系統の何世代目の組換え体について実施されたかが明らかであり、」などとして修正すべきでないか。

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

オ ORF の有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項【指針第2章第5 の1(5)関係】

挿入配列及びその近傍配列において、既知のアレルゲン、毒性タンパク質及び有害な生理活性タンパク質と相同性のある新規 ORF が形成されていないことを確認すること。ORF 検索では、当該領域について6通りの読み枠(表3通り、裏3通り)について終止コドンと終止コドンに挟まれた領域を検索していることを確認すること。ORF 検索の結果、確認された ORF について、Allergen Online の最新版(最新バージョン) Version を用いて FASTA3 アルゴリズムを用いて相同性検索を行うこと(35%以上 の相同性を示す 80 アミノ酸以上の配列及び8つの連続するアミノ酸との相同性)。また、NCBI protein database を用いて、allergy, toxicity および栄養阻害物質に関連するキーワードを用いて BLASTP 検索で確認すること。

事務局:これまで、アレルギー性の検索に関して、「35%以上の相同性を示す80アミノ酸以上の配列」で相同性を確認しているが、CODEX(2009)の記載では「35%を超える相同性を示す80アミノ酸以上の配列」と記載されている。「35%以上の相同性」は「35%を超える相同性」とすべきではないか。

FAO/WHO: Evaluation of Allergenicity of Genetically Modified Foods Report of a Joint FAO/WHO Expert Consultation on Allergenicity of Foods Derived from Biotechnology 22 - 25 January 2001

IgE cross-reactivity between the newly expressed protein and a known allergen should be considered a possibility when there is <u>more than</u> 35 percent identity in a segment of 80 or more amino acids (FAO/WHO, 2001) or other scientifically justified criteria. P.21 from CODEX (2009)

https://www.fao.org/3/a1554e/a1554e.pdf

手島先生:相同性検索の条件として 80 残基『35%以上の相同性』という表現が、more than 35%に由来しているので、確かに通常の文字通り訳すと 35%を超えるとなります。ただ、(FAO/WHO, 2001)の p10 の下から7行目のところに、1) more than 35% identity - と記した後の下から2行目のところで、"If any of the identity scores equals or exceeds 35% -- "とあり、さらに、p11 で、上から4行目に、"below 35%. In this case significant cross-reactivity is unlikely."という説明があることから、FAO/WHO, 2001では、"more than "は、"以上"と解釈していると考えられますので、35%以上という表現になったのではないかと思います。

また、FAO/WHO, 2001 に準拠したアレルゲン検索の行えるアレルゲンデータベースで、(たとえば、SDAP においても) 閾値で35%、アミノ酸数80を用いていている。

従って、more than の解釈は、従来通り 35%以上という解釈でよいように考えるが、どうか。

また、ベクターのうち導入遺伝子以外の領域(ベクターバックボーンと称される領域)<u>が宿主のゲノムに挿入されているかどうかの有無</u>に関して解析を行い、その結論が明らかであること。

195

196

197

198

藤原先生:「導入遺伝子以外の領域」について、挿入されるのは導入遺伝子だけではないから、「導入遺伝子等の想定挿入領域以外の配列」とすべきでないか。

201

202

仮に、これらの領域に目的以外のタンパク質を発現する可能性のある ORF が含まれる場合は、当該遺伝子及びその遺伝子が発現するタンパク質の安全性に問題ないと判断できる合理的な理由があること。

小野道之先生:(ベクターバックボーンの解析について)分かりやすい記載に するため、段落を分けず、「これらの領域に」でつなげてはどうか。

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

(2)遺伝子産物の遺伝子組換え栽培系統における発現部位、発現時期及び発現量に 関する事項【指針第2章第5の2関係】

導入遺伝子由来の遺伝子産物の分析に用いられた検体について、遺伝子組換え 栽培系統がどこで、いつ、どのように栽培された、どの世代から調製された検体 か、また、その検体の採取部位が発現部位として適切か確認すること。検体数と しては、原則として、統計処理が可能な3以上とする。さらに異なる栽培条件で 収穫された検体があるか確認すること。

遺伝子産物であるタンパク質の検出、同定、定量方法としては、抗体を用いたウェスタンブロッティングやELISA法、タンパク質の質量分析情報に基づく質量分析法、などの中で、利用可能であり、特異性、定量性と感度に優れた方法を用いていることを確認すること。

佐々木専門委員:「タンパク質の質量分析情報」について、正しくは「タンパク質の質量情報」と記載すべきでないか。

215

216

217

5 遺伝子産物のタンパク質が一日摂取量に有意な量を占めるか否かに関する事項 【指針第2章第5の3関係】

218 遺伝子産物のタンパク質の摂取量推計の最初のステップは、食品として利用され 219 る部分における発現量を求めることである。そのデータをもとに、主な可食(摂取) 220 部における遺伝子産物タンパク質の一日摂取量について算出されていることを確 221 認する。

222 副次的な可食(摂取)部位や可食(摂取)形態がある場合には、それらもすべて 223 遺伝子産物タンパク質の一日摂取量について算出されていることを確認する。

225 6 遺伝子産物 (タンパク質) のアレルギー誘発性に関する事項【指針第2章第5の 226 4 関係】

遺伝子組換え食品(種子植物)で新たに発現した遺伝子産物(タンパク質)は、そのアレルギー誘発性について評価を行う必要がある。その際、新たに発現したタンパク質は、特定個人が既に感受性を持つ可能性があるかどうか、また食品を介して摂取することで、アレルギー反応を引き起こす可能性が高いかどうかを考慮する。新たなに発現したタンパク質のヒトへのアレルギー反応の予測において、以下の(1)から(4)までの事項に関して、総合的でかつ段階的に安全性を判断することは、根拠となる情報の重要性に基づいて評価を行うWOE(weight of evidence)の考えに基づいている。これは、単一の情報や実験方法からではアレルギー誘発性を予測するための十分な証拠が得られないからである。従って、(1)から(4)までの事項により安全性が判断できない場合には、(5)の事項を含め、総合的に判断して安全性を確認する必要がある。一方で、合理的な理由がある場合には、(1)から(4)までの事項の一部を省略することができる。

児玉先生:合理的な理由について、再利用の場合は、アミノ酸配列に相違がない ことを条件に書くべきではないか。

(1)導入遺伝子の供与体(遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子供与体を含む。)のアレルギー誘発性(グルテン過敏性腸炎誘発性を含む。以下同じ。)等に関する事項

導入遺伝子の供与体に関して、アレルギー反応を誘発することが知られているかどうかを明らかにすることが重要である。当該情報が得られれば、アレルギー誘発性の評価において考慮すべき方法や関連データが明らかになる。例えば、スクリーニングを目的とする血清の利用可能性、アレルギー反応の種類・程度・頻度に関する情報、タンパク質の構造的な特徴及びアミノ酸配列、供与体に由来する既知のアレルギー誘発性タンパク質の物理化学的特性等などがあげられる。

なお、複数の導入遺伝子がある場合には、各々の供与体について安全性に関する事項が明らかであることが求められる。

(2)遺伝子産物(タンパク質)についてそのアレルギー誘発性に関する事項
遺伝子産物(タンパク質)について、そのアレルギー誘発性に関する知見を文
献検索等により収集した情報をもとに明らかにする。

(3) 遺伝子産物(タンパク質)の物理化学的処理に対する感受性に関する事項ア 人工胃液による酸処理及び酵素(ペプシン)処理

いくつかの食品アレルゲンでは、ペプシン処理に対する耐性が認められており、ペプシン処理(消化に対する安定性)とは、アレルギー誘発性の指標の一つになるは相関関係があるとされている。適切な条件下でペプシンが存在する場合に分解に対するタンパク質の耐性が認められれば、新たに発現したタンパク質がアレルギー誘発性である可能性を調べるために更なる検討を行う必要がある。

手島先生:ペプシン処理(消化に対する安定性)の記載について、 EFSA では "indicator" (EFSA J 2010 8(7), 1700 p116, 下から 9 行目) という言葉が使われているので、「ペプシン処理とアレルギー誘発性は相関 関係がある」ではなく、「ペプシン処理は、アレルギー誘発性の指標の 一つになる」とを修正すべきではないか。

人工胃液試験の結果生じたタンパク質断片の分子量を電気泳動等の分析結果によって確認すること (例:酵素処理後の試料のSDS-ポリアクリルアミドゲル電気泳動 (SDS-PAGE)による分離に続くタンパク質染色 (CBB 染色など)又は免疫反応性による可視化 (特異的抗体を用いたウェスタンブロッティング法等)、ELISA 法等)、あるいはこれらと同等または類似の方法によって示されていること)²によって確認すること。

その際、試験に供したタンパク質試料の初期量が示されているとともに、消

 $^{^2}$ 近年、ペプシン耐性試験に加えて、ヒトの生理学的条件を模倣した他の $in\ vitro$ 消化性試験を用いて、新規発現タンパク質の消化に対する耐性を評価することが推奨されている (EFSA 2010)。現在使用されているペプシン耐性試験は、胃消化の生理学的条件を模倣するように設計された $in\ vitro$ 消化性試験ではないが、ペプシンに対する感受性/耐性の識別の指標の一つであり、を区別することができ、証拠の重み付けアプローチによる安全性評価の一部として、無傷の発現タンパク質による潜在的なばく露の最も有用な評価法として残っている (EFSA 2022)

化による試料タンパク質及びその低分子化断片<u>(分子量約 3.5kDa 以上^{3,4})</u>の 量の経時的変化等が<u>定性的又は</u>定量的に示されていることが望ましい⁵。なお、 本試験における酵素と基質の濃度や pH などの反応条件が試験結果に大きく影響する場合には、実施した試験条件と結果を明示してあること。

手島先生:分解性試験で、断片化の定量的な経時変化の値まで求めるのは厳しいと思う。タンパク質の純度が十分でない場合も多いので、求めたとしても定性的な経時変化を示すことでよいのではないか。また、Codex ガイドライン Annex1「アレルギー誘発性評価」(2001)に書かれているように、分子量3.5kDa の断片まではモニターするのが望ましい等、低分子断片の分子量の目安を示した方がよいのではないか。

【低分子断片の分子量の目安】

Huby-RDJ らの論文(Toxicol. Sci 55, 235, 2000_p237, line 10)では、架橋形成に 3kDa (1 つの抗体の IgE に結合する抗原側の抗原決定基(エピトープ)に位置するアミノ酸の数が約 15 個で、受容体の架橋形成に最低必要となる 2 つ目の抗原決定基 15 個とあわせて 30 個が必要で、アミノ酸 1 個の分子量を 100 と考えると、3000Da(3kDa))が必要となると一般に考えられている。私達の論文(Takagi-K et al; Biol. 0harma. Bull 26, 969, 2003_p970 の右段の 16 行目)にも消化性試験において 3kDa 以上の分子量の残存を調べている旨のことを述べている。ただし、エピトープ部位を構成するアミノ酸の種類によって、アミノ酸 30 個といっても分子量が変わるため、Codex ガイドラインに従って、3.5kDa としても問題ないと考える。

274

³ Codex_CAC/GL 45-2003_GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANT-DNA PLANTS

⁴ Report of Joint FAO/WHO Expert Consultation on Allergenicity of Foods Derived from Biotechnology (2001): Section "6.4 Pepsin Resistance"

⁵ EFSA2010 において、ペプシン耐性試験では、被験タンパク質の無傷性に加えて、安定なタンパク質断片の発生もリスクファクターとして考慮する必要がある。そのため、ゲル電気泳動などの検出方法では、低分子化したタンパク質の断片<u>の検出が不十分なを検出できない</u>場合は、HPLC や LC-MS などの代替方法を実施する必要があるとされている。

イ 人工腸液によるアルカリ処理及び酵素(パンクレアチン)処理

児玉先生: 人工胃腸液試験を連続で実施することを必須とするべきかどうかについて、アレルギーをご専門とする先生のご意見を伺いたい。

手島先生:人工胃腸液試験を連続で実施することを必須としなくてもよいと考える。ただ、必須項目でなく、例えば欄外に、"人工腸液での消化がほとんどおこなわれず、人工胃液での消化も比較的遅く、断片が所定の時間内でも観察される場合は、オブションで、人工胃腸液試験を連続して実施することを推奨する"旨を記し、選択項目とすることでよいのではないか。

安達先生:人工胃液及び人工腸液の両方で、タンパク質断片が残る等、消化性が 明確でなかった場合は、人工胃腸液試験の連続した実施を求めるのがよ いのではないか。

事務局:新たにウとして「人工胃腸液試験の連続処理」を追記しました。

276

275

277

278279

280

281 282

283

284

285 286

287

288

FAO/WHO(2001)及びCodex(2003)において、ペプシン処理以外にその他の酵素感受性試験も用いても良いとされており、人工腸液単独による感受性試験を実施してあるか確認する。酵素として、一般的なパンクレアチン又はトリプシンが使用されており、その試験条件と結果の詳細が明示されていること。

人工腸液試験の結果生じたタンパク質断片の分子量や量を電気泳動等などの分析結果によって確認すること (例: SDS-PAGE による分離に続くタンパク質染色 (CBB 染色など) 又は免疫反応性による可視化 (特異的抗体を用いたてウェスタンブロッティング法、 EL_ISA 法等)、あるいはこれらと同等又は類似の方法によって示されていること)。

その際、試験に供したタンパク質試料について、胃液処理前及び胃液処理後、 腸液処理前のそれぞれの初期量が示されているとともに、消化による試料タンパク質及びその低分子化断片(分子量約 3.5kDa 以上)の量の経時的変化が定 性的又は定量的に示されていることが望ましい。

手島先生:イは、人工胃液試験の項目であることから、試験に供したタンパク質 試料の初期量等について、「腸液処理前」だけでよいのではないか。

事務局:「胃液処理前及び胃液処理後」を削除するとともに、人工胃液処理試験 の項目に記載をあわせましました。

事務局:人工胃液試験の記載に合わせて低分子化断片の分子量目安を追記しました。

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

289

ウ 人工胃腸液試験の連続処理

ア及びイで試験に供したタンパク質及び低分子化断片が所定の時間内でも 観察される場合には、人工胃腸液試験を連続して実施することを推奨する。

その際には、試験に供したタンパク質試料について胃液処理前及び胃液処理 後並びに腸液処理前のそれぞれの初期量が示されているとともに、消化による 試料タンパク質及びその低分子化断片(分子量約3.5kDa以上)の経時的変化 が定性的または定量的に示されていることが望ましい。

エウ 加熱処理試験⁶

タンパク質のアレルギー誘発性に<u>影響を与える項目関する判断項目</u>の一つとして、加熱・加工に対する安定性がある。被験<u>試料資料</u>を適切な温度、処理状態(溶液 pH、湿度、粉末など)、時間などの条件で処理し、その後の試料の状態を、物理化学的及び生物学的又はいずれかの方法で確認すること。<u>温度依存性のデータがあることが望ましい。</u>なお、加熱処理試験の条件にはヒトが経口摂取する際に処理される場合と同等の条件を含むことを確認すること。

306

児玉先生: Ara h 1 は加熱した方がアレルゲン性が高まるようだが、これが凝集

⁶ 食品の加工、特に熱処理は化学的/物理的修飾を誘発し、酵素消化の安定性に影響を与える可能性があり、その結果、時間と温度に応じてさまざまな程度で食物タンパク質のアレルギー誘発性に影響を与える可能性があるとされている。一部のアレルゲン(牛乳カゼイン、Ara h 1 など)の物理的安定性(凝集能力)は、それらのアレルゲン能力を説明するパラメーターである(EFSA 2022)。

することが理由だとすると、ELISA 法などで検出できなくなることをもって、変性したと判断し、健康影響を評価するのは不十分である可能性があるのではないか。厳密に運用するのであれば、加熱試験で凝集が疑われた場合には、逆に、ペプシンやパンクレアチンで完全消化されていることを確認すべきか。加熱した場合の消化性とエピトープの残存については、少し検討した方が良いのではないか。

手島先生:タンパク質を加熱後、消化性を調べた論文として、私達((Takagi-K et al; Biol. Pharma. Bull 26, 969, 2003)及び Okunuki-H et al; J. Food Hyg. Soc. Japan 43, 68, 2002)の行った、加熱 (100℃、5min)後のいくつかのタンパク質の SGF, SIF による消化性を調べた論文がある。奥貫らの論文では、遺伝子組換え植物の挿入タンパク質である CP4-EPSPS 及び Cry1Ab の加熱前処理を行うことで、SIF による消化性が著しく上昇したことが述べられている。また、高木らの論文では、アレルゲンタンパク質の OVA では、加熱前処理により構造変化がおき SGF 及び SIF の消化性が大きく上昇したこと、一方、BSA や OVM (オボムコイド)では、加熱の影響がほとんどみられなかったことを述べている。一般に、タンパク質の構造変化を起こしやすいものは、アレルゲン性が低く、消化性も上昇する傾向にある。

ただ、今回の児玉先生の御質問にある Ara h 1 に関しては、Koppelman-SJ らの論文(J. Biol. Chem. 274, 4770, 1999)4)にあるように、加熱により、部分的に構造変化が起きて安定な3量体になるが、IgE 抗体との反応性は50 - 140℃の間で温度によってほとんどかわらないこと(table 1)等が報告されている。従って、Ara h 1 の場合は、加熱で構造変化がおきてもアレルゲン性の低下のみられないケースで、IgE 抗体との結合部位は、加熱処理にあまり影響を受けない部位に限局されている可能性などが述べられている。IgE 抗体との結合活性は、100ug/ml 程度以下の濁りのそれほど大きくない濃度で調べられており、native Ara h 1 を固相とした競合 ELISA 法で調べられている。

以上より、Ara h 1 の場合、加熱してアレルゲン性が上昇するというよりは、加熱によってもアレルゲン性が低下しないということが正確で、凝集することが理由というよりは、凝集しても活性が低下しないという表現が正確である。また、明らかに不溶性の凝集がみられ、濁りが生じるようになるのは、タンパク質濃度が 0.5mg/ml 以上の時で、100ug/ml 程度以下では大きな濁りは生じていないとの報告もされているため、サンドイッチ ELISA で Ara h 1 を測定するのであれば、濁りによる影響はほとんどないのではないか。

今後、加熱によって、凝集体を生じる案件がでてきた場合に、凝集体の生成の程度等により、抗体との反応性をどのような条件で調べたかを詳しく記載する等、何らかの対応が必要かどうかを検討するのがよいのではないか。

安達先生:加熱による凝集が疑われた場合は、加熱後の消化性について検討する のがよいのではないか。

事務局:評価上の位置付けについてご意見をください。

手島先生:加熱処理試験を、ヒトが経口摂取する際に処理される場合と同等の条件で行うとする時には、熱安定性があるタンパク質はアレルギーを誘発しやすいというアレルゲンとしての性質を問うのではなく、食品としての加工の過程が、タンパク質のアレルギー誘発性を含むタンパク質の機能や構造に与える影響について調べるというスタンス(食品添加物の酵素の場合にこの判断をしていると思料。)でよいのではないか。

エオ その他

307

308

309

310

311

312

遺伝子産物(タンパク質)の物理<u>化学科学</u>的処理は省略可能であると判断する場合、その判断の根拠について合理的な理由が示されていることが重要である。

例えば、既に食品健康影響評価を終了し、安全性が確認された遺伝子産物と 同一であることが明らかである場合が該当する。

(4) 遺伝子産物(タンパク質)と既知のアレルゲン(グルテン過敏性腸炎誘発性ダ ルテン過敏症腸疾患⁷に関与するタンパク質を含む。以下「アレルゲン等」という。) との構造相同性に関する事項

遺伝子産物(タンパク質)と既知のアレルゲン等の一次構造を比較し、既知のアレルゲン等と構造相同性を有しないことを確認する。抗原決定基(エピトープ)を示す可能性のある配列を明らかにするためには、アミノ酸配列に関する相同性検索などを実施する必要がある。遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子(抗生物質耐性マーカー遺伝子等)を用いている場合にはその遺伝子産物についても既知のアレルゲン等と構造相同性を有しないことを確認する。

小野道之先生: 抗生物質耐性マーカー遺伝子について、除草剤耐性遺伝子等、抗 生物質耐性遺伝子以外の選抜に関わる遺伝子を想定して、「等」を入れ るべきではないか。

遺伝子産物(タンパク質)と既知のアレルゲン等の一次構造の比較について、Allergen Online (http://www.allergenonline.org/) や Comprehensive Protein Allergen Resource (COMPARE: https://comparedatabase.org/) 等のデータベースの最新版(最新バージョン)を用いて FASTA3 アルゴリズム等により相同性検索(35%以上の相同性を示す 80 アミノ酸以上の配列 8 及び 8 つの連続するアミノ酸 9 - 1 0との相同性検索)を行っていることを確認すること。さらに、遺伝子導入用コンストラクトに含まれる挿入予定配列が宿主ゲノムに予定通りに整然と挿入されなかった等の理由により目的とする遺伝子産物以外の遺伝子産物の存在が

^{7 (}EFSA2022) グルテン過敏性腸症またはセリアック病は、もともと遺伝的にその素因をもっている患者がグルテン (グリアジン) に反応して引き起こされる T 細胞性免疫反応である。この疾患で顕著なのは小腸の炎症で、罹患すると吸収不良を起こし体力消耗・貧血・下痢・骨痛その他の症状が現れる。患者は、一生を通じて小麦・ライ麦・大麦などの穀物に含まれるグルテンの摂取を避けなくてはならない。

⁸ FAO/WHO(2001)。なお、既知のアレルゲンとの一次構造との比較に関するバイオインフォマティクス評価手法は、科学技術の進歩に応じ、その時点での適切な手法に基づくものとする。

⁹ JECFA の Technical reports series 995 において、8 アミノ酸配列の連続一致検索が推奨されている。

 $^{^{10}}$ 連続アミノ酸の一致検索を行うことで、IgE 抗体との結合に関与する B 細胞エピトープに加えて、感作性に関与する T 細胞エピトープとの相同性についても確認を行うことが可能である。

336337

338

340

339

341

否定できない場合、遺伝子導入用ベクター<u>(遺伝子導入用ベクター)</u>に含まれる 遺伝子導入用コンストラクトの挿入により生じた目的外の ORF オープンリーディングフレーム (以下「ORF」という。) から産生される可能性のあるタンパク質 についても、既知のアレルゲンとの相同性検索を行っていることを確認する。

藤原先生:「遺伝子導入用コンストラクトの挿入により生じた目的外の ORF…」について「遺伝子導入用コンストラクト等由来の DNA 断片の挿入により生じた目的外の ORF…」としてはどうか。

加えて、挿入遺伝子配列と宿主ゲノムとの境界領域に生じ得る ORF 産物についても、既知のアレルゲンとの相同性検索を行っていることを確認する。

藤原先生:「挿入遺伝子」でなく「挿入配列」としてはどうか。

事務局:検索対象として、①挿入遺伝子産物、②遺伝子導入用コンストラクト(遺伝子導入用ベクター)の挿入による目的外 ORF 産物、③挿入遺伝子とゲノムとの境界領域に生じ得る ORF 産物、の3種があり全てを検索することが理想。②は技術的な理由により実施できない場合がある。このような現状を踏まえて、記載内容をご検討ください。

児玉先生: 植物では、遺伝子が多コピーで挿入される場合、タンデムにきれいに挿入されることが珍しいので、構造を明らかにする必要があることから、きれいなタンデムで多コピー挿入される微生物のように、挿入遺伝子の構造が分からないような場合には、安全性が確認できない。従って、構造がわからないものは、安全性を評価できないので、②は不要ではないか。

手島先生:細胞に遺伝子を挿入する場合に、目的タンパク質(挿入)遺伝子をベクターに組み込んで挿入するが、細胞には、目的タンパク質遺伝子に加えて、遺伝子を発現するためのベクター由来のプロモーター及びターミネータなどが一緒に挿入遺伝子として組み込まれることになる。従っ

て、細胞ゲノムとの境界領域は、(5'末端は、ベクター由来のプロモーターや3'末端はベクター由来のターミネータ)ということになり、挿入遺伝子とゲノムの境界領域は、ベクターの5'及び3'末端の近傍配列をさすことになり、③はそのことを指していると思う。②もベクターの挿入部位をさすとすると、③でのべていることに含まれると思ったが、②がベクターの挿入で、目的タンパク質を発現させるためのfullgenomeでなく一部が欠損したものが挿入されることなどを想定しているとすると、③とは異なるため、②と③は別のものとして考えるという当初の案の方に賛同。

342

事務局:「35%以上の相同性を示す 80 アミノ酸以上の配列」の記載については、「4 (1) オ ORF の有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項」の議論を踏まえて対応。

343

344

345

346

その際、検索に用いたデータベースとそのバージョンが示されており、最新の 検索結果であることが明確であること。審査期間中にデータベースの更新があれ ば、それを用いて再検索を行っていることを確認すること。

347

348

(例) Allergen Online データベースは、ネブラスカ大学食品科学技術学部の食物アレルギー研究資源プログラム (FARRP) によって開発され、管理されている。

349 | | |350

351

352

353

354

30 アミノ酸以上からなる ORF オープンリーディングフレーム (以下「ORF」という。) について、NCBI protein database (https://www.ncbi.nlm.nih.gov/protein/)を用いて、BLASTP 等により相同性のあるタンパク質の検索を行うとともに、「allergy」、「toxicity」及び栄養阻害物質に関連するキーワードを用いてデータベース検索を行っていることを確認する。

355 356

357

358

(5) 遺伝子産物(タンパク質)の IgE 結合能の検討

(1)~(4)までの事項を総合的に確認した結果、人の健康を損なうおそれがないと判断できない場合は、遺伝子産物(タンパク質)の IgE 結合能を検討す

359 る。

当該遺伝子産物(タンパク質)および類似性の高いタンパク質のアレルゲン性が既知であり、そのアレルゲンに反応する IgE が患者血清などから利用可能である場合は、BAT (好塩基球活性化試験)など細胞を用いた in vitro 試験を実施していること¹¹。

使用するアレルギー患者血清の選択は、下記の①から④のいずれかで行っていること。

- ① 挿入遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合は、その供与体に対する 特異的 IgE 抗体価が高値な血清
- ② 既知 $\underline{\mathcal{O}}$ アレルゲンとの構造相同性が認められた場合は当該アレルゲンを含む生物に対する特異的 IgE 抗体価が高値な血清
- ③ 既知のアレルゲンとの構造相同性が示されないが、上記(1)から(3)の項目で、アレルギー誘発性を否定しきれない場合は、遺伝子供与体の近縁種生物に対して特異的 IgE 抗体価が高値な血清
- ④ ①から③で適切な血清が得られない場合は、優先的なアレルゲン¹²(卵、乳、大豆、米、小麦、そば、たら、えび、かに及び落花生)に対して特異的 IgE 抗体価が高値な血清

挿入遺伝子の供与体がアレルギー誘発性を持つ場合で、遺伝子産物(タンパク質)に対するアレルギー患者血清を用いた IgE 結合能の検討で陰性結果が得られたものの、なお安全性の証明が十分ではないと考えられた場合は、好塩基球活性化試験又は皮膚テストや経口負荷試験などの臨床試験データも考慮して総合的に判断することが必要である。

^{11 (}EFSA 2021)要件を満たすために、よく特徴付けられたアレルギー患者から血清を収集する必要がある。これらの個人は、特定の食品に対するアレルギーの病歴と、その食品の消費との因果関係を提示する必要がある。またプールされた血清ではなく、個々の血清を使用する必要がある(EFSA GMO Panel, 2010, 2011)。このような研究に要求される血清は、常に利用できるとは限らない。

 $^{^{12}}$ 優先的な食物アレルゲン(Priority Allergen List)に含まれる、非公式に「Big 8」と呼ばれる品目は以下の品目群である(FAO/WH02022)。1. グルテンを含む穀類、すなわち小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト小麦、またはそれらの雑種系統およびこれらの製品、2. 甲殼類およびこれらの製品、3. 卵および卵製品、4. 魚および魚製品、5. 落花生、大豆およびこれらの製品、6. 牛乳および乳製品(乳糖を含む)、7. 木の実および木の実製品、8. 10 mg/kg 以上の濃度の亜硫酸塩。

382	7 遺伝子組換え栽培系統の代謝経路への影響に関する事項 (在来種中の<mark>既存品種及</mark>
383	び既存品種に近縁な種に含まれる基質と反応する可能性に関する事項を含む。)【指
384	針第2章第5の5関係】
385	導入した遺伝子から生産されるタンパク質が酵素である場合は、その基質特異性
386	が明らかにされており、遺伝子組換え栽培系統の代謝経路への影響について合理的
387	な説明がされていること。
388	また、遺伝子産物が酵素として組換え体内の代謝系に働き、関与成分が変化した
389	場合は、その変化について、安全性に問題ないと認める合理的な理由があること。
390	
391	8 既存品種との差異に関する事項及び遺伝子組換え栽培系統に付与された形質の
392	分類に関する事項【指針第2章第5の6関係】
393	遺伝子組換え栽培系統と既存品種における構成成分の分析、構成成分の栄養学的
394	評価について、表と文章で確認する。
395	宿主以外のものを比較対象に追加して用いる場合、その根拠及び食品としての性
396	質に関する事項が明らかにされていること。
397	栄養改変等を目的としている場合には、意図したもの以外について有意な差がな
398	いことや、意図した成分等については安全性に問題がないと判断できる合理的な理
399	由があることを確認すること。
400	別添3指針の附則 「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物の掛け合わせに関
401	する事項」に基づき、遺伝子組換え植物に付与される形質について、遺伝子組換え
402	栽培系統の分類 $(カテゴリー1~3)$ がされており、その理由が明らかであること。
403	
404	9 諸外国における認可、食用等に関する事項【指針第2章第5の7関係】
405	海外当局における申請・認可、食用等に関する事項が明らかであること。また、
406	海外当局へ申請中である場合には、申請年や審査状況について、可能な範囲で明ら
407	かにされていること。
108	

10 安全性の知見が得られていない場合に必要な事項【指針第2章第6関係^{13,14}】

上記2から9までの事項から、安全性の知見が得られていないと判断される場合には、当該遺伝子組換え体の安全性を確認するためのに必要と考えられる試験を実施し、その結果から食品として安全性が確認できること。

11 その他

新たな育種技術(New plant Breeding Techniques: NBT)として、①従来の突然変異育種法による変異体の作出効率を高めることを目的としたもの(ゲノム編集技術による点変異導入や数塩基対欠損等、オリゴヌクレオチド誘発突然変異導入技術等)、②従来の交雑育種法等による育種年限の短縮を目的としたもの(果樹類の世代促進法、アグロインフィルトレーション等)など様々な技術の開発が進められている。NBT の特徴としては、育種の一部過程で遺伝子組換え技術を利用するが、最終的に商品化される農作物には組換えに用いた外来の遺伝子が存在せず、自然界の多様性からの選抜や従来の交雑育種法及び突然変異育種法によっても同等のものが作出される点である。

佐々木先生: ①には、ゲノム編集技術の中には長い遺伝子を相同組換えによって導入する方法(いわゆる SDN-3) も含まれる。ゲノム編集技術という単語ではこの辺が曖昧になってしまうことから「ゲノム編集技術による点変異導入や数塩基対欠損等」と追記すべきではないか。

NBT は、現在も開発途中であることからにより作出された農作物由来の食品の評価では、特に●●、●●について重点的に評価を行うなど、最新の科学的知見に基づいた評価を実施できるよう、適宜、技術的文書を改正していく手法の検討が必要がである。

佐々木先生: GM 台木等を利用した接ぎ木についての記載は必要か。現時点では不要とも思うが議論はしておいても良いのではないか。

-

¹³ Codex_CAC/GL 45-2003_GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANT-DNA PLANTS

¹⁴ EFSA Journal 2011; 9(5):2150_ SCIENTIFIC OPINION Guidance for risk assessment of food and feed from genetically modified plants EFSA Panel on Genetically Modified Organisms (GMO)

事務局より: NBT により作出された農作物由来の食品の評価に関して、特に評価手法の検討が必要と考えられるものについてご意見をお伺いできますでしょうか。

山川先生: NBT は、まさに開発途中の技術であることから、今後開発される技 術に適切に対応した安全性評価ができるよう、技術的文書を適宜改 正することを明記すべき。

429

432	
433	〇トウモロコシ(デント種)
434	
435	1 既存品種の分類学上の位置付け(学名、遺伝子を導入する既存品種名及び系統名
436	等)に関する事項
437	遺伝子を導入する既存品種は、イネ科トウモロコシ属のトウモロコシ(Zea mays
438	subsp. Mays (L.) Iltis) のデント種 YYY 系統である。
439	
440	2 既存品種の食経験に関する事項
441	トウモロコシの栽培は、紀元前 2000 年頃に中央アメリカ全域で既に行われてい
442	たと考えられ、食品としての利用の歴史は古い(戸澤,2005)。1492年のコロンブ
443	スの新大陸発見を契機にヨーロッパへ伝播し、その後アフリカやアジアへ伝えられ、
444	現在では世界中で食品や飼料等に広く利用されている。我が国へは、16世紀末にヨ
445	ーロッパからポルトガル人によって運ばれたと考えられている。稲作の困難な山間
446	部で栽培されることが多く、九州山地、四国山地及び富士山麓等では、長期にわた
447	り主食にされた (戸澤, 2005)。
448	
449	3 既存品種の食品としての利用方法に関する事項
450	(1)収穫時期(成熟程度)と貯蔵方法
451	一般にトウモロコシの収穫は秋季に行われ、乾燥後、常温で貯蔵される。WWW
452	系統の収穫時期や貯蔵方法は、従来のトウモロコシと相違ない。
453	(2) 摂取(可食)部位
454	トウモロコシの摂取部位は雌穂に形成される子実である。WWW 系統の摂取部位
455	は、従来のトウモロコシと相違ない。
456	(3)摂取量
457	WWW 系統の摂取量は、従来のトウモロコシと相違ない。
458	(4) 調理及び加工方法
459	WWW 系統の調理及び加工方法は、従来のトウモロコシと相違ない。

別添1 既存品種情報(例)

4	0	\sim
/1	10	
4	T 1	١,

- 461 4 既存品種の遺伝的先祖及び育種開発の経緯並びに近縁の植物種に関する事項
- 462 トウモロコシの遺伝的祖先は同じ Zea 属のテオシントで、人為的選抜を経て栽培
- 463 化したと言われている (OECD, 2003)。原産地は、メキシコ、中米又は南米等と考え
- 464 られている (OECD, 2003)。
- 465 紀元前 5000 年頃のトウモロコシ野生種の穂軸と考えられる遺物が、メキシコの
- 466 テワカン渓谷の洞窟住居跡で発見されている。その後、紀元前3400年頃までに、
- 467 栽培化したトウモロコシが現れたと考えられている (戸澤, 2005)。栽培適性の異
- 468 なる多くの品種が育成された結果、現在では北緯60度~南緯40辺りまで栽培地域
- 469 が拡大し、世界で最も広く栽培されている作物となっている(戸澤, 2005)。
- 470 トウモロコシの近縁種として、テオシント及びトリプサクム属が知られているが
- 471 (OECD, 2003)、わが国において自生についての報告はなく、食用としての利用は
- 472 ない。

- 474 5 既存品種由来の食品の構成成分等に関する事項
- 475 (1) 既存品種の可食部分の主要栄養素等(タンパク質、脂質等)の種類及びその量
- 476 の概要
- 477 トウモロコシの可食部分は子実であり、主要構成成分の種類及びその含有量
- 478 (OECD, 2002: ILSI, 20xx; その他 xxx) は以下のとおりである。
- 479 粗タンパク質 (○○-○○)、粗脂質 (××-××)、総食物繊維 (○○-○○)、

- 482 (2) 既存品種に含まれる毒性物質・栄養阻害物質(栄養素の消化・吸収等を阻害す
- 483 る物質。例えば、トリプシンインヒビター、フィチン酸等)等の種類及びその量
- 484 の概要
- 485 トウモロコシには、ヒトの健康に悪影響を与える毒性物質の産生性は知られて
- 486 いない。栄養阻害物質として、フィチン酸、ラフィノースが知られている (OECD,
- 487 2002)。トリプシンインヒビターも含まれているが、含有量が低く、栄養学的に問
- 488 題にならないとされている (OECD, 2002)。 文献に基づくこれらの含有量 (OECD,

489	2002:	ILST.	20xx;	その他 xxx) は以-	下のとおり	である。
100	7007	1101,	<u></u>		10//	1 42 (40)	

490 フィチン酸 ($\bigcirc\bigcirc-\bigcirc\bigcirc$)、ラフィノース ($\times\times-\times\times$)、トリプシンインヒビタ

491 - (○○-○○) である。

492

493

6 既存品種のアレルギー誘発性等に関する事項

494 トウモロコシ中に含まれる 9 kDa の脂質輸送タンパク質 (Lipid Transfer Protein) 及び16 kDa のトリプシンインヒビター (Pastorello et al., 2000)、26 495 kDa のα-ゼイン前駆体 (Pastorello et al., 2009)、30 kDa のキチナーゼ-A 496 497 (Volpicella et al., 2017) 並びに 50 kDa の y -ゼイン (Lee et al., 2005) が 食物アレルゲンである可能性が示唆されている。しかしながら、トウモロコシは一 498 般的にアレルギー誘発性食品とはみなされておらず (Codex Alimentarius, 1999; 499 OECD, 2002)、わが国のアレルギー表示対象品目(消費者庁, 2020)及び国際的な 500 501 食物アレルギー表示規制の対象品目ではない (Allen et al., 2014)。

502

503

505

506

7 既存品種の栽培および流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する

504 事項

トウモロコシには、ウイルス、細菌及び糸状菌による各種病害が知られているが (OECD, 2003)、これらがヒトに対して病原性を持つことは知られていない。

507

508

8 既存品種の安全な摂取に関する事項

509 トウモロコシは、コメ、コムギとともに、世界の主要穀物の一つで、古くから食 510 されている。デント種は主に飼料用として栽培されているが、コーンスターチの原 511 料として利用されるほか、食用油やスナック菓子に加工されて摂取されており、安 512 全な食品としての長い利用の歴史をもつ。

515	
516	1 既存品種の分類学上の位置付け(学名、遺伝子を導入する既存品種名及び系統名
517	等)に関する事項
518	遺伝子を導入する既存品種は、マメ科(Leguminosae)ダイズ属(Glycine)Soja亜属
519	に属するダイズ Glycine max (L.) Merr. の商業品種 AAA (又は AAA 系統) である。
520	
521	2 既存品種の食経験に関する事項
522	紀元前 2838 年の中国の文献にダイズが記録されている。また、歴史的及び地理
523	的な証拠から、紀元前 17-11 世紀には中国で最初に栽培化が始まり、その後朝鮮、
524	日本、アジア地域へ伝播したことが示唆されている (OECD, 2000)。日本への渡来
525	は約 2000 年前(FAO, 1992)、アメリカへは西暦 1765 年に導入された(OECD, 2000)。
526	このような栽培化の過程において、人類はダイズに関する長い食経験を有している。
527	
528	3 既存品種の食品としての利用方法に関する事項
529	(1)収穫時期(成熟程度)と貯蔵方法
530	BBB 系統の収穫時期および貯蔵方法は、従来のダイズと相違ない。
531	
532	(2)摂取(可食)部位
533	BBB 系統の可食部位は、従来のダイズと相違ない。
534	
535	(3)摂取量
536	BBB 系統の摂取量は、従来のダイズと相違ない。
537	
538	(4) 調理及び加工方法
539	食品としての利用に関する(2)及び(3)などから、BBB系統の調理及び加
540	工方法に関しても、従来のダイズと相違ない。
541	
542	4 既存品種の遺伝的先祖及び育種開発の経緯並びに近縁の植物種に関する事項

514 〇ダイズ既存品種情報

543 Soja 亜属に属するダイズの野生種として、ツルマメ (G. soja) が知られている。G. so ia は、我が国を含め朝鮮、台湾、中国北東部とロシア国境周辺に自生しており、 544 細胞学的、形態学的、分子生物学的な証拠から、ダイズの祖先野生種であると考え 545 546 られている(OECD, 2000)。また、紀元前 2838 年の中国の文献にダイズが記録され ており、歴史的及び地理的な証拠から、紀元前17-11世紀に中国で最初にダイズが 547 栽培化されたことが示唆されている(OECD, 2000)。今日ではそれぞれの地域に適応 548 した生態型の品種が分化・成立し、赤道近くから北緯45°の広い地域において、実 549 550 用品種が栽培されている(OECD, 2000)。

ツルマメはダイズと同様、有害活性物質としてト リプシンインヒビターを含む ことも報告されている(Natarajan *et al.*, 2007)。なお、ツルマメの過去の食経験 についての詳細は不明だが、現在では食用に供されることはない

554

555

558

559

560

561

562

551

552

553

5 既存品種由来の食品の構成成分等に関する事項

556 (1) 既存品種の可食部分の主要栄養素等(タンパク質、脂質等)の種類及びその量 557 の概要

> ダイズの可食部分は種子である。その主要栄養素の含有量は以下の通りである。 粗タンパク質(○○-○○)、粗脂質(××-××)、灰分(○○-○○)、炭水化物 (○○-○○)、酸性デタージェント・ファイバー(ADF)(○○-○○)及び中性デタ ージェント・ファイバー(NDF)(○○-○○)である(OECD, 2001 or 2012; ILSI, 2014)。

563

564

565

566

567

568

569

570

571

(2) 既存品種に含まれる毒性物質・栄養阻害物質(栄養素の消化・吸収等を阻害する物質。例えば、トリプシンインヒビター、フィチン酸等)等の種類及びその量の概要

ダイズ種子に含有される栄養阻害物質として、トリプシンインヒビター、レクチン及びフィチン酸が知られている(OECD, 2001; OECD, 2012)。・トリプシンインヒビターは、タンパク質分解酵素阻害物質であり、消化酵素であるトリプシンを不活性化し、結果として摂取したタンパク質の消化を阻害する。レクチンは炭水化物含有化合物に結合するタンパク質で、動物の成長を抑制する。また、血液

572 凝集の原因となる赤血球凝集素として作用することが知られている。トリプシン インヒビター及びレクチンは、十分加熱することによって失活する。フィチン酸 は、カルシウム、マグネシウム、カリウム、鉄、亜鉛などとキレート化合物を形 成し、反芻動物以外の動物において、これらのミネラルの吸収を阻害することが 知られている(OECD, 2001;OECD, 2012)。

上記以外にもダイズにはスタキオース、ラフィノース及びイソフラボン類といった有害生理活性物質が含まれていることが知られている(OECD, 2001; OECD, 2012)。スタキオース及びラフィノースは低分子量の炭水化物で、腸内でガス化し、腹部を膨満させる原因物質である。イソフラボンは、植物エストロゲンの一種であり、ダイゼイン、ゲニステイン、グリシテインの3種類の非配糖体(イソフラボンアグリコン)と、それぞれに3種類の配糖体(ダイジン、ゲニスチン、グリシチン)、配糖体のアセチル化体及びマロニル化体が知られている。これらは、哺乳動物に対してエストロゲン、抗エストロゲン及びコレステロール低下などの生化学的活性を示すことやしたり、動物が多量に摂取した場合の生殖への悪影響が知られている。一方で、抗発癌作用の効果があることも報告されている(OECD, 2001; OECD, 2012)。

ダイズ種子中の栄養阻害物質の含有量は以下の通りである。

トリプシンインヒビター(○○-○○)、レクチン(○○-○○)、フィチン酸(○ ○-○○)である(OECD, 2001 or 2012; ILSI, 2014)。

これら以外にもダイズは、スタキオース $(\times \times - \times \times)$ 、ラフィノース $(\times \times - \times \times)$ 及びイソフラボン類としてダイゼイン $(\times \times - \times \times)$ 、ゲニステイン $(\times \times - \times \times)$ 及びグリシテイン $(\times \times - \times \times)$ などの有害生理活性物質を含む(0ECD, 2001 or 2012; ILSI, 2014)。

6 既存品種のアレルギー誘発性等に関する事項

既存品種の栽培および流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する 601 602 事項 ダイズ植物体には、ウイルス、細菌及び糸状菌により各種の病害が発生する。可 603 604 食部の種子でも同様な微生物により、数種類の重要な病害(ダイズモザイクウイル ス病、茎疫病、紫斑病など)が発生する(OECD, 2000)。しかし、これらの病原体の 605 606 ヒトや家畜に対する病原性は報告されていない。 607 8 既存品種の安全な摂取に関する事項 608 ダイズ種子の主要用途は、種子全粒、油、大豆油かすの三つに大別される。種子 609 は、豆もやし、いり豆、全脂ダイズ粉、伝統的ダイズ食品(味噌、しょう油、とう 610 ふ)などの原料に利用される。ダイズ油は食用としての利用の他に、さらに精製さ 611 れて多様な用途に供される(グリセロール、脂肪酸、ステロール、レシチンなど)。 612 大豆油かすは、家畜飼料の重要な栄養補給源である(OECD, 2001)。 613

615	〇ワタ(陸地ワタ)既存品種情報
616	
617	1 既存品種の分類学上の位置付け(学名、遺伝子を導入する既存品種名及び系統名
618	等)に関する事項
619	宿主は、アオイ科(Malvaceae)ワタ属(Gossypium)に属する Gossypium hirsutum
620	L. の従来品種 YYY である。
621	
622	2 既存品種の食経験に関する事項
623	ワタの実綿(綿毛のついた種子)から得られる綿毛が繊維原料として利用されて
624	いる。綿毛を取り除いた綿実(種子)から油、綿実粕、外皮及びリンターが得られ、
625	このうち油及びリンターが食用に利用される (OECD, 2009)。なお、食用のリンタ
626	ーは高度に加工されているため、99%以上がセルロースである(Nida et al., 1996)。
627	ワタの日本国内における商業栽培はほとんど行われておらず、主に観賞用などの
628	目的で栽培されているのみである。
629	
630	3 既存品種の食品としての利用方法に関する事項
631	(1) 収穫時期(成熟程度) と貯蔵方法
632	WWW 系統の収穫時期や貯蔵方法は、従来のワタと相違ない。
633	
634	(2) 摂取(可食) 部位
635	WWW 系統の摂取部位は、従来のワタと相違ない。
636	
637	(3) 摂取量
638	WWW 系統の摂取量は、従来のワタと相違ない。
639	
640	(4) 調理及び加工方法
641	WWW 系統の調理及び加工方法は、従来のワタと相違ない。
642	

4 既存品種の遺伝的先祖及び育種開発の経緯並びに近縁の植物種に関する事項

- 644 ワタは熱帯及び亜熱帯において広く分布している約 50 種を有するワタ属に属し
- 645 ている(OECD, 2008)。ワタ属のうち全世界で広く栽培されている4つの栽培種は、
- 646 アフリカからアジアの旧大陸を起源とする二倍体の G. arboreuni 及び G.
- 647 herbaceum、メソアメリカ及び南米を起源とする異質四倍体の G. barbadense 及び
- 648 G. hirsutumである(OECD, 2008)。陸地綿、アメリカ綿、メキシコ綿又はアカラ綿
- 649 と呼ばれる G. hirsutum がワタの栽培種における全生産量の 90%を占めている
- 650 (OECD, 2008)_o
- 651 G. barbadense 及び G. hirsutumを含むワタは長い栽培の歴史を持つ(Lee, 1984;
- 652 OECD, 2009; USDA-NASS, 2012)。G. barbadense の超長繊維はG. hirsutumとは区
- 653 別され、主に高級な織物や織糸の製造に使用される(Lee, 1984)。しかし、一般に
- 654 綿実及び綿実の副産物(綿実油及び綿実粕など)は区別されることなく流通してい
- 655 る。
- 656 Gossypium 属に属する種では、種子中にゴシポール及びシクロプロペン脂肪酸を
- 657 生産していると考えられている。わが国において G. hirsutum の近縁種であるワタ
- 658 属の自然分布は報告されていない。

- 660 5 既存品種由来の食品の構成成分等に関する事項
- 661 (1) 既存品種の可食部分の主要栄養素等(タンパク質、脂質等)の種類及びその量
- 662 の概要
- 663 食用として用いられるワタの綿実における主要栄養素の含有量は粗タンパク
- 664 質 $(\bigcirc\bigcirc-\bigcirc\bigcirc)$ 、粗脂質 $(\times\times-\times\times)$ 、灰分 $(\triangle\triangle-\triangle\triangle)$ 、炭水化物 $(\Box\Box-$
- 665 □□) である。

- 667 (2) 既存品種に含まれる毒性物質・栄養阻害物質(栄養素の消化・吸収等を阻害す
- 668 る物質。例えば、トリプシンインヒビター、フィチン酸等)等の種類及びその量の
- 669 概要
- 670 綿実は有害生理活性物質であるゴシポール及びシクロプロペン脂肪酸を含む
- 671 ことが知られている。これらの物質は種子などの植物組織に存在する(OGTR,
- 672 2008)。ゴシポールは単胃動物に対し毒性があり、食欲減退、体重減少、呼吸困難

等の症状を起こす(OECD, 2008)。また、ゴシポールは代謝経路におけるリシンの 673 利用を妨げ、ミトコンドリアの正常機能に影響を与える(OECD, 2008)。シクロプ 674 ロペン脂肪酸は飽和脂肪酸の代謝を妨げること及び鶏の卵黄の変色や孵化率の 675 減少を引き起こすことが報告されている(OECD, 2009)。 676 ゴシポール及びシクロプロペン脂肪酸は加工により著しく量が減少するため 677 678 (OECD, 2009)、高度に精製された油及びリンターのみが食用に適している。 ワタの綿実における有害生理活性物質の含有量は、総ゴシポール $(\bigcirc\bigcirc-\bigcirc\bigcirc)$ 、 679 遊離ゴシポール(××-××)及びシクロプロペン脂肪酸であるマルバリン酸 680 681 $(\triangle \triangle - \triangle \triangle)$ 、ステルクリン酸 (□ □ - □ □) 及びジヒドロステルクリン酸 $(\nabla \nabla$ 682 $-\nabla\nabla$) である。 683 既存品種のアレルギー誘発性等に関する事項 684 685 ワタは主要なアレルギー誘発性食品とは考えられていない。 686 687 既存品種の栽培および流通過程において、健康に影響を及ぼす外来因子に関する 688 事項 ワタには、ウイルス、細菌及び糸状菌による各種病害が知られているが 689 690 (OECD, 2008)、これら病原菌は、ヒトや家畜等への病原性を持たないことが知られ ている。 691 692 693 既存品種の安全な摂取に関する事項 694 ワタは、綿実から得られる油及びリンターが食用として利用される。綿実油は、 天ぷら油、サラダ油、調理用油、ショートニング、マーガリンなどに利用されてい 695 696 る。リンターはソーセージ類のケーシングや、アイスクリーム及びサラダドレッシ

ングの増粘剤として用いられる(OECD, 2009)。

697

699 別添2 大規模並列 DNA シーケンシングに係る解析データを評価する際の留意点

700

701 1 概要

- 702 遺伝子組換え植物 (種子植物) の安全性審査に係る申請において、近年、最新の 703 技術¹⁵を用いた大規模並列 DNA シーケンシングによる解析結果が提出されることが 704 多くなっており、本文書は、導入遺伝子領域の解析データを評価する際に考慮され
- 705 るべき留意点を示すものである。
- 706 なお、最新の手法等を用いた DNA シーケンシングによる、全ゲノム、導入遺伝子 707 及び近傍領域の塩基配列解析、PCR (ポリメラーゼポリメレース連鎖反応) 法を様々 708 なプロトコールで利用した導入遺伝子領域の解析、サザンブロッティングやその原 709 理を取り入れた解析などがあり、標的の DNA 配列又は遺伝子領域の特性に応じて、
- 710 単独又は複数の解析手法が用いられる。

711

712

2 データセットの品質

- 713 各実験で生成されたリード(読み取り配列)の数及び品質統計情報、データ生成
- 714 に使用したシーケンスプラットフォームに関する情報が必要である。この情報は、
- 715 リードがリファレンスゲノムにアラインされていない場合に特に重要である。
- 716 FASTQC は、データセットの品質をチェックするために広く使用されているツール
- 717 である。
- FASTQC: $http://www.\ bioinformatics.\ babraham.\ ac.\ uk/projects/fastqc/$
- 719 各シーケンスランの生のリード数の提出が必要であり、シーケンストリミングや
- 720 クオリティフィルタリングを実施する際に、トリミング戦略や破棄リード数等につ
- 721 いての説明が求められる。

722

723

3 ライブラリーの調製と配列決定戦略

¹⁵ DNA 配列の解析技術(DNA シーケンシング法)は、日進月歩であり、今後とも新規技術の研究開発と実用化が進むと考えられるが、現時点での網羅的配列解析技術としては、NGS(次世代シーケンシング、大規模並列シーケンシング)、MPS(超並列シーケンシング)、同原理を使った全ゲノムシーケンシング(WGS)などと呼ばれる技術がある。また、これを補完する特定配列解析技術としては、PCR 法を利用した quantitative PCR(real-time PCR)に加え digital PCR やサザンブロット法の原理を取り入れた Southern-By-Sequencing 法などが挙げられる。

724 各ライブラリーの構築方法の詳細な説明が必要であり、配列捕捉法を用いる場合 725 は、すべての実験手順やプローブデザインとそれらによる補足効率等について確認 726 することが重要である。

727

728

4 リード深度

- 729 現在、導入遺伝子領域の配列解析に利用可能なシーケンシング技術では、さまざ 730 まな品質と長さのシーケンスリード(以後リードと表す)が生成される。
- 731 最終的に確度の高いシーケンス情報を得るために特定の配列をカバーすべきリ
- 732 ードの数 (リード深度) は、リードの品質、長さ及びシーケンス実験の目的により
- 733 異なる。提出されたデータを評価するために、リード深度に関する情報や全ゲノム
- 734 シーケンス (WGS) の場合、平均リード深度とその変動に関する情報が提供されるべ
- 735 きである16。

736

737

5 挿入 DNA 及び近傍領域の特定と解析のための配列決定

738 挿入 DNA の配列及び近傍領域の特定と解析においては、ショートリードシーケン 739 シングのみによる配列決定が難しい標的に対して、ロングリードシーケンシング又 740 は配列決定前に標的 DNA 断片を濃縮する配列捕捉法配列キャプチャーアプローチ などを使用することもできる (Ekblom and Wolf, 2014; Inagaki et al. 2015)。 741 742 例えば、遺伝子座内の配列の重複の存在、配列内に特定の配列の長い繰り返し配列 の存在を含む場合などでは、ウルトラロングリード、クローン化されたゲノム断片 743 744 や PCR アンプリコンの配列決定などのアプローチを組み合わせることも考慮する 必要がある。申請者は、使用するアプローチとその理由について詳細な説明を求め 745

¹⁶ 大規模並列シーケンシング技術が挿入 DNA およびベクター由来配列に起きている可能性のある挿入の同定に使用される場合、全ゲノムにわたる平均リード深度を推定することが必要。参照ゲノムがある場合は、リードを全配列にアラインメントして、平均リード深度を算出する。ゲノムリソースが存在しない場合、以下の Lander-Waterman 式 (Lander and Waterman, 1988) を用いる。

カバレッジ (平均リード深度) = リード数 × リード長 / 推定ゲノムサイズ

Lander-Waterman 式については、プラットフォームや配列固有のバイアスを考慮しておらず(Ross et al., 2013)平均リード深度の推定値を提供するが、リード深度は必ずしもゲノム全体で均一ではないため限界がある(Sims et al., 2014)。また、使用する技術や各 GM 植物のゲノムが平均リード深度の計算に影響を与える可能性があるため、申請者はミトコンドリアやプラスチド DNA に対応するリード数の評価や核 DNA のリード深度の正当化を検討する必要がある(Lutz et al.)。

最小リード深度は、使用されるアプローチを含む様々な要因に依存するため、一律の閾値を適用するのは困難であるが、EFSA (2018)では、現在の NGS 技術で、挿入 DNA 及びその周辺領域の配列決定にショートリード技術が使用される場合、最小リード深度は 40 未満であってはならないとの記載がある。

- 746 られる。
- 747 決定された配列の確実性を担保することは安全性評価上、大変重要である。一方、
- 748 新規シーケンス技術を用いた配列決定においては、標的とする DNA 試料の生物的特
- 749 性、純度、用いる技術の種類や解析原理などによって、確実性担保のために必要な
- 750 条件を一律に定めることは困難である。そこで、大枠として、最小リード深度に関
- 751 する説明に加え、
- 752 「△倍体の植物ゲノムのショートリードによる NGS 解析である。測定したクリー
- 753 ンリードが××以上、平均カバレッジが〇以上、最浅リード深度が〇以上である」
- 754 ・「DNA シーケンス解析で生成されるデータの品質管理が以下のように行われてお
- 755 り、その品質が保証されている:プロトコール△△による DNA フラグメント調製
- 756 とサイズ分布確認、機器□□によるリードデータ生成、プロトコール××による
- 757 デノボアセンブリと全ゲノムアセンブリ、ゲノム全体における平均カバレッジが
- 758 ○以上、最浅リード深度が○以上であり、挿入 DNA 及びその周辺領域における平
- 759 均力バレッジが○以上、最浅リード深度が○以上である」
- 760 などの、解析結果の確実性を担保する記載を行うことにより、決定された配列の
- 761 確からしさを確認できると考えられる。

763 6 検出可能な挿入部位、その数及び挿入コピー数の決定

- 764 検出可能なすべての挿入 DNA のゲノムへの挿入部位、その数及び挿入コピー数を
- 765 決定することは、遺伝子組換え植物の評価の中で重要であり、多くの方法で達成で
- 766 きる。

767 (1) 挿入部位及びその数の決定

- 768 挿入部位及びその数を決定するためのアプローチは、挿入 DNA 又はベクター配
- 769 列と宿主ゲノムとの配列の同一性を示す接合リード(キメラリード)を計算的に
- 770 同定するものであり、これらのリードは、挿入 DNA/ベクターと既存品種のゲノ
- 771 ムの両方に部分的に一致するため、接合部位を正確に同定するには、十分な長さ
- 772 のリード(約 100 bp) が必要である。
- 773 近傍配列の解析のためのリードの深さは、データの質を評価するための重要な
- 774 要素である。申請者は、(平均) リード深度に関する詳細な情報を記載するべきで

ある。これは、ゲノムの特性や使用したシーケンス技術に依存するが、接合リードを検出するためにリード深度は十分に高く、その正当性について確認が必要である。Willems ら (2016) は、意図的に挿入された DNA と既存品種のゲノムの間の接合部にまたがる接合リードの配列決定確率を推定する統計的アプローチを提案しており、これを考慮することも有用である。また、複数のアプローチを組み合わせて使用することも可能である。

(2) 挿入コピー数の決定

挿入 DNA の宿主ゲノムへの挿入コピー数を決定するためには、様々なアプローチがある。しばしば宿主ゲノム上の 1 部位に複数の挿入 DNA が挿入されることが起こり、その場合には、大規模並列 DNA シーケンシングによる解析結果のみによる挿入 DNA のコピー数の決定は困難であることが多い。このような場合、PCR (ポリメレースポリメラーゼ連鎖反応) 法を様々なプロトコールで利用した導入遺伝子領域の解析結果等を用いて補完し、挿入コピー数を決定する方法を用いることが可能であり、その際には、解析対象となる配列を標的とするプローブ、コントロールとして用いた遺伝子の詳細など、解析方法の詳細について説明を求め、その正当性を確認する。

791

792

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

7 提出データ

- 793 挿入DNAや近傍配列の解析において、データを表や図にどのように表示するかは、
- 794 標的となる配列の特性によって異なる。申請の際に提出するデータは、結論を支持
- 795 し、その根拠を説明するものでなければならず、以下のような情報がある。
- 796 ① read qualityの分布図
- 797 ② library 調製法と library (insert size) の分布と read length
- 798 Insert size = 600 bp, pair-end 150 bp
- 799 ③ coverage の分布図
- 800 ④ 統計情報一覧
- 801 ⑤ 解析ソフトと使用したパラメーター
- 802 ⑥ マッピング IGV 図と表示設定
- 803 ⑦ 用いた参照ゲノム (version など)

804 なお、審査の中で、必要に応じて、生データの要求があった場合には、提出でき 805 るよう適切に記録・保存が求められる。 806 807 **8 その他**

- 808 DNA シーケンシングのデータの取扱いなどに関しては、必要に応じて、以下の技 809 術的文書も参考にすることができる。
- EFSA, 2011 Guidance for risk assessment of food and feed from genetically
- 811 modified plants. EFSA Journal 2011; 9(5):2150
- EFSA, 2018. Technical Note on the quality of DNA sequencing for the
- 813 molecular characterization of genetically modified plants. EFSA Journal
- 814 2018;16(7):5345
- OECD, 2016. High-throughput DNA sequencing in the safety assessment of
- genetically engineered plants: proceedings of the OECD workshop (April
- 817 2016), OECD Environment, Health and Safety Publications, Series on the
- 818 Safety of Novel Foods and Feeds No. 29
- **ISO/DIS 20397-2 (旧:2016 JRC Technical Reports $\mathcal O$ "Guideline for the
- 820 submission of DNA sequences and associated annotations within the
- framework of Directive 2001/18/EC and Regulation (EC) No 1829/2003")

822823

824 (参考資料)

- 825 1 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会(第231回)資料3「次世代シ
- 826 ークエンスについて」(近藤専門委員提供資料)
- 827 2 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会(第231回)参考資料2「遺伝
- 828 子組換え食品等(種子植物)に係るリスク評価における次世代シークエンサーの
- 829 取り扱いに関する資料」
- 830 3 平成 28 年度食品安全確保総合調査「次世代シークエンサーの活用状況等に関
- 831 する調査」報告書(平成29年3月一般財団法人化学物質評価研究機構)

別添3 遺伝子組換え植物の安全性評価における系統の考え方について

事務局:「遺伝子組換え植物の安全性評価における系統の考え方について」(平成 30年4月23日遺伝子組換え食品等専門調査会決定)を整理して記載しました。

835

833

834

836 1. 経緯

- 837 (1)遺伝子組換え食品(種子植物)<u>に関する食品健康影響評価指針の安全性評価基</u> 第38 準(平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定<u>(最終改正:令和○年○月○日)</u>) 839 においては、宿主に導入された DNA の構造、コピー数及びその近傍配列を明らか にするとともに、遺伝子導入によって宿主の遺伝子配列に変化が生じる可能性が ないことを可能な限り明らかにすることを求めている。
- 842 (2)また、その一環として、宿主への遺伝子導入に用いたベクター上の挿入 DNA 領
 843 域の断片化配列や挿入 DNA 領域外の配列等の目的外の DNA が宿主に挿入されてい
 844 ないことの確認を求めている。
- 845 (3)他方、組換え体の作製においては、宿主及び挿入遺伝子が同一であっても、遺
 846 伝子導入の際に宿主における挿入位置等が異なる様々な組換え体(以下、各々を
 847 「系統」という。)が生じる可能性があることから、遺伝子組換え植物の安全性評
 848 価は、系統毎に実施してきている。
 - (4) しかしながら、これまでの審議の中で、申請者が安全性評価を受けようとしている系統(以下、「申請系統」という。)の起点となる世代(必ずしも組換え当代をいうものではない。)ではなく、その後代世代における分析結果をもって(1)及び(2)を推定している事例が散見されているたことから、当専門調査会における基本的な考え方として「遺伝子組換え植物の安全性評価における系統の考え方について」(平成30年4月23日遺伝子組換え食品等専門調査会決定)を示すこととするした。
 - (5) 今般、平成30年の当専門調査会決定の内容を整理して、技術的文書の別添3として示すこととする。

858

857

849

850

851

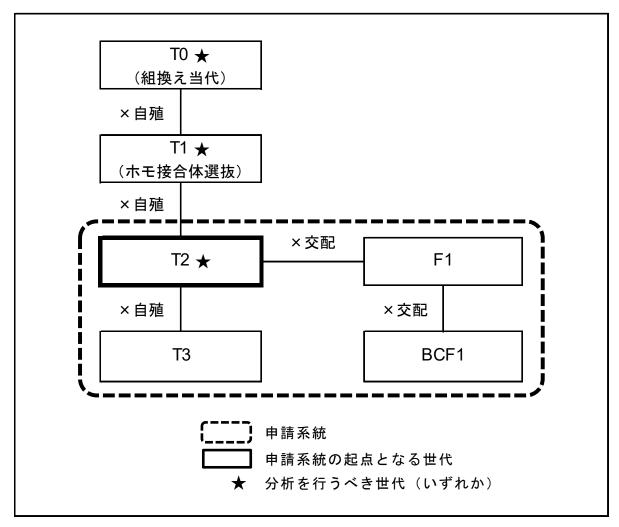
852

853

854

855

- 859 2. 基本的な考え方
- 860 (1) 遺伝子組換え植物の安全性評価は、1の(1) 及び(2) により明らかにされ 861 た事象が同一である組換え体を一つの系統として、系統毎に実施する。
- 862 (2) 1の(1)及び(2)の確認は、申請系統の起点となる世代又はその上流の世 863 代における分析結果によることを原則とする(参考)。なお、分析に供した世代が 864 遺伝的に均一であることが確認されていない場合にあっては、当該分析に供した 865 個体を後代の育種に用いるものとする。
- 866 (3)(2)の原則に拠らず、後代世代における分析結果による場合にあっては、宿主 867 の倍数性及び自殖又は交配による分離比を考慮の上、1の(1)及び(2)を十 868 分な信頼度をもって推定するために必要な数の個体が分析に供されているか否 869 かを勘案して、その妥当性を判断することとする。



(参考)申請系統において導入された DNA の構造、コピー数及び近傍配列並びに目的外 DNA 断片の有無の確認に必要な分析を行うべき世代(例)

別添4 食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康 影響評価に関する事項(「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響 評価指針」の附則)の2(1)a)の解釈について

事務局:「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成 16年1月29日食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え植物の掛け合 わせについての安全性評価の考え方(《遺伝子組換え植物の掛け合わせ について》(1)、a)の「当面の間」の解釈」」(令和元年11月13日遺伝子組換え食品等専門調査会決定)を整理して記載しました。

1. 経緯

- 第 192 回遺伝子組換え食品等専門調査会での「除草剤ジカンバ、グルホシネート
 及びグリホサート耐性ピマワタ MON88701×MON88913 系統」の審議において、以下
 の審議結果となった。
 - ▶ 亜種のレベル以上での交配(ワタ(Gossypium hirsutum)とピマワタ(Gossypium barbadense))によって得られた植物について、同じワタ属の別の種に分類されるが、共通の染色体構造をもつ複2倍体であり、遺伝的類似性も高く、自然界においても容易に交配することが知られている。また、食品としての安全性としては、摂取量、加工法、摂取部位、有害生理活性物質等に相違がなく、同一種として扱うのが妥当である。

2. 従前の取扱

亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、安全性評価の考え <u>寿食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響</u> 評価に関する事項(「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指 <u>針」の附則)中の2(1)、「</u>a)、「亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、当面の間、安全性の確認を必要とする。」に従い、食品健康影響評価を実施している。

898	3. 亜種のレベル以上での交配によって得られた植物の食品健康影響評価今後の対応
899	<u> 亜種のレベル以上での交配によって得られた植物に関する事項に関する</u> 食品健
900	康影響評価の考え方は2.のとおりであるが、遺伝子組換え食品等専門調査会での
901	審議を踏まえ、当該専門調査会において、同種として扱うことが適当と判断された
902	植物の交配については、「当面の間」の解釈を以下のとおりとし、ただし書きに該当
903	する場合には、 食品健康影響評価は不要として取扱うことと する された ¹⁷ 。
904	
905	《遺伝子組換え植物の掛け合わせについて》
906	(1) 上記の①,②,③と従来品種との掛け合わせ、若しくは上記の①同士の掛け合
907	わせについて:
908	a) 亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、当面の間、安全性
909	の確認を必要とする。ただし、専門調査会において、以下の交配については同種と
910	して扱うことが適当と判断された。
911	
912	▶遺伝子組み換え食品等専門調査会において同種として扱うことが適当と判断さ
913	れた交配
914	
915	・ワタ (Gossypium hirsutum) とピマワタ (Gossypium barbadense)
916	

児玉先生:掛け合わせで、今後、検討したほうが良い可能性があるのが、デント コーンとスイートコーンの交配である。現状、フル審査になっているが、 植物の代謝系に関与しない導入遺伝子の場合、発現量の確認くらいで承 認できるようなスキームがあるのが望ましいのではないか。

918

¹⁷ 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方(《遺伝子組換え植物の掛け合わせについて》 _(1)、a)の「当面の間」の解釈)(令和元年11月13日 遺伝子組換え食品等専門調査会決定)

別添5 既存品種の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の 安全性評価について

921

919

920

事務局:「宿主の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の 安全性評価について」(平成29年12月22日遺伝子組換え食品等専門調 査会決定)を整理して記載しました。

922

923

1. 経緯

- 924 (1) 安全性評価済みの遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種については、「食品健康 影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関 926 <u>する事項」遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方</u>」 927 (「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針」(平成 16 年 928 1月 29 日食品安全委員会決定 (最終改正:令和〇年〇月〇日))の附則)(以下 929 「掛け合わせの考え方」という。)に基づき、親系統に付与される形質を以下 3 930 つに分類し(以下、それぞれ「①」、「②」又は「③」という。)、安全性評価を
- - ③ <u>挿入導入</u>された遺伝子によって、宿主の代謝系における一部の代謝産物が利用され、宿主が有していない新たな代謝産物を合成する形質が付与されるもの。

940

934

935

936

937

938

- 941 (2) このうち①同士の掛け合わせ品種については、掛け合わせの考え方に基づ 942 き、
- 943 ・①同士の掛け合わせであること
- 944 ・亜種レベル以上の交配でないこと

- 945 ・摂取量・食用部位・加工法等に変更がないこと
- 946 の3点を確認することで、「改めて安全性の確認を必要とするものではない」と
- 947 判断しており、平成26年6月以降は、リスク管理機関において上記に該当すると
- 948 判断されたものは「安全性審査を経たもの」として取り扱われている。

- 950 (3)他方、①と②の掛け合わせ品種及び①と③の掛け合わせ品種については、掛
- 951 け合わせの考え方において「当面の間、安全性の確認を必要とする」とされて
- 952 いる。これまで当専門調査会において6件の①と②の掛け合わせ品種について
- 953 「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成 16 年 1 月 29 日食品
- 954 安全委員会決定。以下「本則」という。)に基づき安全性評価を行ったところ、
- 955 いずれも掛け合わせによる意図せざる影響は認められていない。

956

- 957 (4) 今般、「宿主の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の
- 958 安全性評価について」(平成 29 年 12 月 22 日遺伝子組換え食品等専門調査会決
- 959 定)の内容を整理して、技術的文書の別添5として示すこととする。

- 961 2. ①と②の掛け合わせ品種の安全性評価
- 962 (1) 上記の経緯をふまえ、今後、①と②の掛け合わせ品種については、①同士の
- 963 掛け合わせ品種の確認事項(以下のア)に加え、本則「遺伝子組換え食品(種
- 964 子植物)に関する食品健康影響評価指針」(平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会
- 965 決定。(最終改正:令和○年○月○日)) の評価項目のうち、第2章の第6-5
- 966 から第6-7の項目(以下のイからエの項目)について安全性を確認すること
- 967 で、安全性評価を行うこととする。
- 968 ア. 安全性評価において検討が必要とされる基本的事項
- 969 親系統に導入された遺伝子により新たに付与された形質を特定した上で、
- 970 亜種レベル以上の交配でないこと、摂取量・食用部位・加工法等に変更がな
- 971 いことを確認する。
- 972 イ. 組換え体遺伝子組換え栽培系統における導入された遺伝子の安定性に関す
- 973 る事項

親系統に導入した遺伝子により付与された形質が、掛け合わせ品種におい 974 て安定に維持されていることを、その塩基配列、遺伝子産物又は表現型の解 975 976 析結果により確認する。 ウ. 遺伝子組換え栽培系統遺伝子産物 (タンパク質)の代謝経路への影響に関 977 978 する事項 979 親系統に導入した遺伝子が関与する代謝系の作用機作がそれぞれ独立して おり、掛け合わせ品種において互いに影響し合わないことの合理的根拠を確 980 981 認する。 982 エ. 宿主既存品種との差異に関する事項 983 親系統と宿主の間で差異が認められた構成成分等(意図して改変を行った 栄養成分等はイの表現型に含まれる。) について、親系統と掛け合わせ品種と 984 の間で有意な変化が生じていないことを確認する。 985 986 987 (2) アからエ以外の項目については、基本的には親系統の評価の際に既に安全性 の確認が終了していることを前提として、当該掛け合わせ品種の申請書類中の 988 記載は省略して差し支えないこととする。 989 990 3. その他 991 992 (1) 上記の取扱いは、①のうち「宿主の代謝系には影響しないが、特定の栄養成 分等の含有量に有意な変動が見られるもの」の掛け合わせ品種の評価において 993 994 も適用可能とする。 995 (2) 本決定は、あくまで①と②の掛け合わせ品種を評価する際の基本的な考え方 996 997 を示すものであり、本専門調査会において必要と認めた場合には、追加資料の

提出を求めた上で、詳細な調査審議を行うこととする。

998

- 1000 参考文献:
- 1001 EFSA Journal 2010; 8(7):1700
- 1002 Scientific Opinion on the assessment of allergenicity of GM plants and
- 1003 microorganisms and derived food and feed

- 1005 EFSA Journal 2022;20(1):7044
- 1006 Scientific Opinion on development needs for the allergenicity and protein
- 1007 safety assessment of food and feed products derived from biotechnology
- 1008 (ADOPTED: 2 December 2021 doi: 10.2903/j.efsa.2022.7044)

1009

- 1010 FAO/WHO, 2001. Evaluation of allergenicity of genetically modified foods.
- 1011 Report of a Joint FAO, WHO Expert
- 1012 Consultation on Allergenicity of Food Derived from Biotechnology, 22-25,
- January 2001. Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO),
- 1014 Italy, Rome.

1015

- 1016 FAO/WHO MEETING REPORT 2022
- 1017 RISK ASSESSMENT OF FOOD ALLERGENS
- 1018 PART 1: REVIEW AND VALIDATION OF CODEX ALIMENTARIUS PRIORITY ALLERGEN LIST
- 1019 THROUGH RISK ASSESSMENT
- 1020 (FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS
- 1021 WORLD HEALTH ORGANIZATION)
- 1022 ROME, 2022

- 1024 FAO/WHO MEETING REPORT 2022
- 1025 RISK ASSESSMENT OF FOOD ALLERGENS
- 1026 PART 2: REVIEW AND ESTABLISH THRESHOLD LEVELS IN FOODS FOR THE PRIORITY
- 1027 ALLERGENS
- 1028 (FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS

1029	WORLD HEALTH ORGANIZATION)
1030	ROME, 2022
1031	
1032	Codex Alimentarius, 2003-2009.
1033	Foods derived from modern biotechnology. Codex Alimentarius Commission, Joint
1034	FAO/WHO Food Standards Programme, Rome.
1035	
1036	Willems 5, Food Chemistry 2016;192:788-798
1037	Statistical framework for detection of genetically modified organisms based
1038	on Next Generation Sequencing.
1039	
1040	